

協定等の概要

1. 京都府との安全協定

「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」

主な項目	項目概要
(第2条) 「計画に対する事前説明」 の内容に「原子炉施設の重 要な変更」を追加	・関西電力は発電所の増設に係る建設計画 および原子炉施設に重要な変更を行おう とするときは、事前に京都府に説明しな ければならない。 ・京都府は、事前説明において関西電力に 対して意見を述べるができる。関西電 力は措置状況を誠意をもって回答す る。
(第3条) 「輸送計画の事前連絡」の 条項を追加	・関西電力は、発電所の新燃料、使用済燃 料および放射性廃棄物を、京都府域を通 過して輸送するときはその輸送計画につ いて、事前に京都府に連絡する。
(第6条) 「現地確認」の条項を追加	・京都府は発電所周辺の安全を確保するた め必要があると認める場合は発電所の現 地確認ができる。 ・京都府は現地確認において関西電力に対 して意見を述べるができる。関西電 力は措置状況を誠意をもって回答する。
(第7条) 「運転再開時の事前説明」 の条項を追加	・発電所において発生した周辺環境の安全確 保に著しい影響を及ぼす恐れがある事故に より、原子炉の運転を停止した場合におけ る運転の再開については、事前に京都府に 説明しなければならない。 ・京都府は安全確保の対策に関し、関西電力 に対して意見を述べるができる。関西 電力は措置状況を誠意をもって回答する。
(第9条) 「原子力防災対策」の条項 を追加	・関西電力は京都府が実施する地域防災対策 に積極的に協力しなければならない。

2. 京都府・舞鶴市との覚書

「高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する覚書」

主な項目	項目概要
(第2条) 現地確認	・京都府が発電所の現地確認を行う場合に、舞鶴市が求めたときは、京都府による現地確認に同行する。
(第3条) 舞鶴市の意見反映	・舞鶴市は、京都府および関西電力から提供された情報ならびに現地確認の内容について、安全対策に係る意見がある場合には、京都府に意見を申し出ることができる。 ・京都府は舞鶴市と協議の上、関西電力に対し意見を述べる。関西電力は京都府に対し、措置状況を誠意をもって回答する。
(第4条) 原子力防災対策	・舞鶴市が、京都府を通じて関西電力に地域防災対策への協力を求めたときは、関西電力は誠意をもって対応する。

以上